

記載例

【保護者記入様式】

5/10に発症して早退し、翌5/11に受診。5/14の午前中まで症状が続いた後、軽快した富山工太さんの場合。

富山県立富山工業高等学校長 殿

1年 機械 工学科 1組 5番 氏名 富山 工太

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過したこと(無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過したこと)を次のとおり報告いたします。

1 発症日	5月10日(水) (発症日は、発熱、のどの痛み、咳等の普段と異なる症状が出た日で、0日目となります。)
2 受診日・受診医療機関	5月11日(木) 医療機関名 〇〇〇クリニック (受診はせず、検査キット等で検査した場合は、検体採取日を記入してください。)
3 症状が軽快した日	5月14日(日) (「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。)
4 休んだ期間	5月10日(水)～5月15日(月)

※発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用をお願いします。

令和 **5**年 **5**月**16**日

保護者氏名 **富山 太郎**

新型コロナウイルス感染症出席停止期間 早見表

	発症日	発 症 後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発症後1日目に症状が軽快した場合	発 症	症状軽快	症状軽快後1日	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止						登校可能	
発症後2日目に症状が軽快した場合	発 症		症状軽快	症状軽快後	発症後	発症後			
		出 席 停 止							
発症後3日目に症状が軽快した場合	発 症			症状軽快	日	5日目			
		出席停止						登校可能	
発症後4日目に症状が軽快した場合	5/10 発 症	5/11	5/12	5/13	5/14 症状軽快	症状軽快後1日	5/16		
		出席停止						午後回復	5/15
		出席停止						登校可能	
発症後5日目に症状が軽快した場合	発 症					症状軽快	症状軽快後1日		
		出席停止						登校可能	

症状が改善傾向となった5/14を「軽快日」とする。このあと1日経過、かつ発症後5日経過しなければならない。

- ◆ 最低でも5日間は、出席停止となります。
- ◆ 無症状の感染者は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」出席停止となります。

(令和5年5月作成)